

○ 信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 信用リスクに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項(3)については、内部格付手法採用金庫に限る。</p> <p>「(1)・(2) 略」</p> <p>(3) 次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準（開示を要するエクスポージャーは、自己資本比率告示第五十条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。）</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項</p> <p>「(1)・(2) 同上」</p> <p>「加える。」</p>

-
- (i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
- (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- 1
- (vi) その他リテール向けエクスポージャー
- (vii) 株式等エクスポージャー
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権
- ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
- (1) 使用する内部格付手法の種類
- (2) 内部格付制度の概要
- (3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による信用金庫又は信用金庫連合会のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）
- 〔(i)～(iii) 略〕
- 〔削る。〕
-

- ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
- (1) 使用する内部格付手法の種類
- (2) 内部格付制度の概要
- (3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による信用金庫又は信用金庫連合会のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）
- 〔(i)～(iii) 同上〕
- (iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャー
-

(iv) 略
(vi) 略

〔四〇七 略〕

八 自己資本比率告示第七十条に規定する株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

九 「略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこれらのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

〔(1)～(3) 略〕

ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 自己資本比率告示第七十条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスポージャー

〔(i)・(ii) 略〕

(2) (1)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

の信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）

(v) 同上
(vi) 同上

〔四〇七 同上〕

八 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百十二号）第十一條第七項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

九 「同上」

4 「同上」

一 「同上」

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

〔(1)～(3) 同上〕

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳

〔(i)・(ii) 同上〕

(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー

ハ リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十條の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。以下この條、次條及び第六條において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六條の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この條、次條及び第六條において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

〔(1)～(5) 略〕

ニ 「略」

ホ 単体リスク・アセットの合計額（自己資本比率告示第十條の算式の分母の額をいう。第五條第一項第三号において同じ。）及び単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第十一條の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。第五條第一項第三号において同じ。）

二 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第六十五條に規定する延滞エクスポージャー及び自己資本比率告示第六十六條に規定する自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャーをいう。第五号イ(2)

ハ リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十條の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。以下この條、次條及び第六條において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六條の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この條、次條及び第六條において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

〔(1)～(5) 同上〕

ニ 「同上」

ホ 単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第十一條の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。第五條第一項第三号において同じ。）

二 「同上」

〔イ・ロ 同上〕

ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

並びに次条第四項第三号ハ及び第六号イ(2)において同じ。
。期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末
残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

〔(1)・(2) 略〕

〔ニ・ホ 略〕

標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己
資本比率告示第四十九条から第七十条まで及び第七十一
条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次
に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区分
ごとの内訳

(1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バ
ランスシートのエクスポージャーの額（自己資本比率
告示第六章に規定する信用リスクの標準的手法の計算
対象となるエクスポージャーの額（自己資本比率告示
第七十二条に規定するオフ・バランス取引に係るもの
を除く。）をいう。以下この号及び次条第四項第三号に
おいて同じ。）

(2) CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未
引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対
して適用される掛目をいう。以下この号及び次条第四
項第三号において同じ。）を適用する前及び信用リス
ク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引
のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象とな
る信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス
取引に係る想定元本額。以下この号及び次条第四項第

〔(1)・(2) 同上〕

〔ニ・ホ 同上〕

標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、
リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効
果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与
の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場
合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第七
十七条第二項第二号、第七十七条第二項第二号、第二百
四十八条（自己資本比率告示第二百三十三条及び第二百
五十五条において準用する場合に限る。）並びに第二百四
十八条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第
百二十三条及び第二百二十五条において準用する場合に限
る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェ
イトが適用されるエクスポージャーの額

三号において同じ。)

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額

(4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額

(5) 信用リスク・アセットの額

(6) (5)に掲げる額を(3)及び(4)に掲げる額の合計額で除した割合

ト

標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第四十九条から第七十条まで及び第七十一条の規定に該当するエクスポージャーについて、適切なポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額(オン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額をいう。)並びにこの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

チ

標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第四十九条から第七十条まで及び第七十一条の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

(2) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額

(3) CCFの加重平均値（CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を(2)に掲げる額で除した割合をいう。）

(4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額

リ 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロツティング・クライトリアに割り当てられた特定貸付債権について、自己資本比率告示第五十一条第三項及び第五項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

ヌ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー
債務者格付(イ)とのPDの推計値、LGDの推計値（先進的

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロツティング・クライトリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第五十一条第三項及び第五項並びに第六十五条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 「同上」

(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー
債務者格付(イ)とのPDの推計値、LGDの推計値（先進的

内部格付手法（内部格付手法のうち、自己資本比率告示第四百四十五条第二項各号に掲げるエクスポージャーに該当しない事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自金庫推計値を用いる手法をいう。以下同じ。）を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るEL_{default}を含む。）の加重平均値、リスク・ウエイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

〔略〕

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエク

内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るEL_{default}を含む。）の加重平均値、リスク・ウエイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウエイトの加重平均値及び残高

〔同上〕

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエク

スポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格
リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその
他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損
失額の推計値と実績値との対比

〔三・四 略〕

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 信用金庫又は信用金庫連合会がオリジネーターである
場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証
券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 〔略〕

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、延滞エ
クスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージ
ャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産
の種類別の内訳（ただし、信用金庫又は信用金庫連合会
が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の
原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る
。）

〔(3) 〔(1) 略〕

ロ 〔略〕

〔六〇八 略〕

九 内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる事
項（内部格付手法採用金庫に限る。）

イ 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算及び信用
リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポー

スポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポ
ージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボ
ルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リ
テール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額
の推計値と実績値との対比

〔三・四 同上〕

五 〔同上〕

イ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以
上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエク
スポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主
な原資産の種類別の内訳（ただし、信用金庫又は信用金
庫連合会が証券化エクスポージャーを保有しない証券
化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るも
のに限る。）

〔(3) 〔(1) 同上〕

ロ 〔同上〕

〔六〇八 同上〕

〔号を加える。〕

ジャー、証券化エクスポージャー並びに自己資本比率告示第八章の二に規定するCVAリスクを除く。）に関する次に掲げる事項

(1) 内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額のうち、次に掲げるポートフォリオの信用リスク・アセットの額（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による信用金庫又は信用金庫連合会のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー

(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi) その他リテール向けエクスポージャー

(vii) 株式等エクスポージャー

-
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権
- (2) (1) (i) から (ix) までに掲げるポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第七十三条に定める与信相当額の計算に S A | C C R (自己資本比率告示第七十四条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下この号及び次号並びに次条第四項第十号及び第十一号において同じ。) を用いて算出した信用リスク・アセットの額 (1) において、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別した開示を行わない場合には、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別して開示することを要しない。) 及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額
- (3) 標準的手法が適用されるポートフォリオ (自己資本比率告示第五十条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。) の信用リスク・アセットの額及び (1) に規定する内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額の合計額並びにこのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳 (1) において、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別した開示を行わない場合には、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別して開示することを要しない。)
- (i) 事業法人向けエクスポージャー (特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手
-

-
- 法別の内訳を含む。）
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
 - (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
 - (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
 - (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
 - (vi) その他リテール向けエクスポージャー
 - (vii) 株式等エクスポージャー
 - (viii) 特定貸付債権
 - (ix) 購入債権
- (4) (3)の規定により信用リスク・アセットの額を開示するポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第七十三条に定める与信相当額の計算にSARCCRを用いて算出した信用リスク・アセットの額及びこのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳(1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。)
- (i) 事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。)
 - (ii) ソブリン向けエクスポージャー
 - (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
-

-
- (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
 - (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
 - ロ 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
 - (1) 信用リスク・アセットの額
 - (2) 信用金庫又は信用金庫連合会を標準的手法採用金庫とみなして自己資本比率告示第八章に定めるところにより判定された手法により算出した信用リスク・アセットの額
 - 十一 期待エクスポージャー方式（自己資本比率告示第七十五条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。次条第四項第十一号において同じ。）とS A | C C Rの比較に関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第七十五条第一項の承認を受けた標準的手法採用金庫に限る。）
 - イ 派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク（以下「カウンターパーティ信用リスク」という。）の信用リスク・アセットの額
 - ロ 自己資本比率告示第七十三条に定める与信相当額の計算にS A | C C Rを用いて算出したカウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額
 - 十二 内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較
-

「号を加える。」

「号を加える。」

に関する次に掲げる事項（内部モデル方式採用金庫に限る。）

イ マーケット・リスク相当額の合計額

ロ 全てのマーケット・リスク相当額の算出に、標準的方式又は簡易的方式を使用したマーケット・リスク相当額の合計額（ただし、マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には、標準的方式を用いて算出するものとする。）

5
「略」

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第三条 「略」

2
「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇三 略」

四 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（③については、内部格付手法採用金庫に限る。）

「(1)・(2) 略」

③ 次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準（開示を要するエクスプロージャーは、自己資本比率告示第五十条から第七十条まで及び第七十

5
「同上」

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第三条 「同上」

2
「同上」

3
「同上」

「一〇三 同上」

四 「同上」

イ 「同上」

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

「(1)・(2) 同上」

「加える。」

一条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。

(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー

(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi) その他リテール向けエクスポージャー

(vii) 株式等エクスポージャー

(viii) 特定貸付債権

(ix) 購入債権

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、

次に掲げる事項

〔(1)・(2) 略〕

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

〔(i) (iii) 略〕

ハ 「同上」

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

〔(i) (iii) 同上〕

「削る。」

(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー

(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャ

(vi) その他リテール向けエクスポージャー

〔五〇十 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこれらのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

〔2〕・〔3〕 略〕

ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 自己資本比率告示第七十条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスポージャー

(iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）

(v) 居住用不動産向けエクスポージャー

(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャ

(vii) その他リテール向けエクスポージャー

〔五〇十 同上〕

4 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

〔2〕・〔3〕 同上〕

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳

〔i・ii 略〕

(2) 〔1〕に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

ハ リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

〔1〕(5) 略〕

ニ 〔略〕

ホ 連結リスク・アセットの合計額（自己資本比率告示第二条の算式の分母の額をいう。第五条第二項第三号において同じ。）及び連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。第五条第二項第三号において同じ。）

三 信用リスク（リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

〔1〕(2) 略〕

〔ニ・ホ 略〕

〔i・ii 同上〕

(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー

ハ リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

〔1〕(5) 同上〕

ニ 〔同上〕

ホ 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。第五条第二項第三号において同じ。）

三 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

〔1〕(2) 同上〕

〔ニ・ホ 同上〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第四十九条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

- (1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額
- (2) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額
- (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額
- (4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額
- (5) 信用リスク・アセットの額
- (6) (5)に掲げる額を(3)及び(4)に掲げる額の合計額で除した割合

ト 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第四十九条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、適切なポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額（オン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランスシートのエクスポージャーの額

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第七十七条第二項第二号、第七十七条第二項第二号、第二百四十八条（自己資本比率告示第二百三十三条及び第二百三十四条において準用する場合に限る。）並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第二百三十三条及び第二百三十五条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

「号の細分を加える。」

の合計額をいう。)並びにこの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

チ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己

資本比率告示第四十九条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる額及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(1) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額

(2) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランスシートのエクスポージャーの額

(3) CCFの加重平均値(CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランスシートのエクスポージャーの額を(2)に掲げる額で除した割合をいう。)

(4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランスシートのエクスポージャーの額の合計額

リ 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロツティング・クラテリアに割り当てられた特定貸付債権について、自己資本比率告示第一百五十一条第三項及び第五項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合

「号の細分を加える。」

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、

スロツティング・クラテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告

におけるリスク・ウエイトの区分ごとの残高

又 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) 「略」
「削る。」

(2) 「略」

ル 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボリング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヲ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボリング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損

示第五十一条第三項及び第五項並びに第六十五条第四項に定めるリスク・ウエイトが適用される場合におけるリスク・ウエイトの区分ごとの残高

チ 「同上」

(1) 「同上」

(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウエイトの加重平均値及び残高

(3) 「同上」

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボリング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボリング型リテール向けエクスポージャー及びその他リ

失額の推計値と実績値との対比

〔四・五 略〕

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 〔略〕

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

〔(3) 〔11) 略〕

ロ 〔略〕

〔七〇九 略〕

十一 内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる事項

(内部格付手法採用金庫に限る。)

イ 信用リスク(リスク・ウエイトのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー並びに自己資本比率告示第八章の二に規定するCVAリスクを除く。)に関する次に掲げる事項

(1) 内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リ

テール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

〔四・五 同上〕

六 〔同上〕

イ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

〔(3) 〔11) 同上〕

ロ 〔同上〕

〔七〇九 同上〕

〔号を加える。〕

-
- スク・アセットの額のうち、次に掲げるポートフォリオの信用リスク・アセットの額（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による信用金庫又は信用金庫連合会のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額
- (i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
- (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- 1
- (vi) その他リテール向けエクスポージャー
- (vii) 株式等エクスポージャー
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権
- (2) (1) (i) から (ix) までに掲げるポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第七十三条に定める
-

与信相当額の計算にS A | C C Rを用いて算出した信用リスク・アセットの額(1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。)及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

(3) 標準的手法が適用されるポートフォリオ(自己資本比率告示第五十条から第七十条まで及び第七十一条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。)の信用リスク・アセットの額及び(1)に規定する内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額の合計額並びにこのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳(1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。)

(i) 事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。)

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー

(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi) その他リテール向けエクスポージャー

-
- (ix) (viii) (vii) 株式等エクスポージャー
 (ix) (viii) 特定貸付債権
 (ix) 購入債権
- (4) (3)の規定により信用リスク・アセットの額を開示するポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第七十三条に定める与信相当額の計算にS A | C C Rを用いて算出した信用リスク・アセットの額及びこのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳(1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。)
- (i) 事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。)
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
- (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- 1
- (vi) その他リテール向けエクスポージャー
- (vii) 株式等エクスポージャー
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権
-

「略」

- ロ 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 信用リスク・アセットの額
- (2) 信用金庫又は信用金庫連合会を標準的手法採用金庫とみなして自己資本比率告示第八章に定めるところにより判定された手法により算出した信用リスク・アセットの額
- 十一 期待エクスポージャー方式とSA-CCRの比較に関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第七十五条第一項の承認を受けた標準的手法採用金庫に限る。）
- イ カウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額
- ロ 自己資本比率告示第七十三条に定める与信相当額の計算にSA-CCRを用いて算出したカウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額
- 十二 内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に関する次に掲げる事項（内部モデル方式採用金庫に限る。）
- イ マーケット・リスク相当額の合計額
- ロ 全てのマーケット・リスク相当額の算出に、標準的方式又は簡易的方式を使用したマーケット・リスク相当額の合計額（ただし、マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には、標準的方式を用いて算出するものとする。）

「同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

(半期の開示事項)

第四条 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫の半期（四月から九月までの半期をいう。次項及び第八条において同じ。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、第二条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第三百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第三百三十五条第一項に規定する」と、「事業年度に係るものに限る。」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第四項第一号ホ中「をいう。第五条第一項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第二号ハ中「をいう。第五号イ(2)並びに次条第四項第三号ハ及び第六号イ(2)とあるのは「をいう。第五号イ(2)と、同号へ中「をいう。以下この号及び次条第四項第三号」とあるのは「をいう。以下この号」と、同号又中「をいう。以下この号及び第九号並びに次条第四項第三号」とあるのは、「をいう。以下この号及び第九号」と、同項第六号中「除く。次条第四項第七号において同じ」とあるのは「除く」と、同項第九号イ中「をいう。以下この号及び次号並びに次条第四項第十号及び第十一号において同じ」とあるのは「をいう。以下この号及び次号」と、同項第十号中「をいう。次条第四項第十一号において同じ」とあるのは「をいう」と読み替えるものとする。

2

「略」

(半期の開示事項)

第四条 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫の半期（四月から九月までの半期をいう。次項及び第八条において同じ。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、第二条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第三百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第三百三十五条第一項に規定する」と、「事業年度に係るものに限る。」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第四項第一号ホ中「をいう。第五条第一項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第六号中「除く。次条第四項第七号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

2

「同上」

(四半期の開示事項)

第五条 規則第三百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項(国内基準金庫に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額

四 「略」

2 規則第三百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項(連結自己資本比率を算出する国内基準金庫に係るものに限る。)は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額

四 「略」

3 「略」

(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)

第六条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に

(四半期の開示事項)

第五条 「同上」

「一・二 同上」

三 単体総所要自己資本額

四 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 連結総所要自己資本額

四 「同上」

3 「同上」

(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)

第六条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

掲げる事項に限る。)とする。

「一・二 略」

三 信用リスク（第五号に規定するもの及び第六号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項

「イ〜ハ 略」

ニ 内部格付手法を採用した場合にあっては、次に掲げる事項

「(1)〜(3) 略」

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャー（第五項に規定する定量的な開示項目のうち、別紙様式第四号第三十八面により作成するものに係るエクスポージャーに限る。）について、次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準

(i) ソブリン向けエクスポージャー

(ii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iii) 株式等エクスポージャー

(iv) 購入債権

(v) 事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）

(vi) 中堅中小企業向けエクスポージャー

(vii) 居住用不動産向けエクスポージャー

(viii) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

1

(ix) その他リテール向けエクスポージャー

(x) 特定貸付債権

「一・二 同上」

三 「同上」

「イ〜ハ 同上」

ニ 「同上」

「(1)〜(3) 同上」

「加える。」

(xi) 事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項

「表略」

四 「略」

五 カウンターパーティー信用リスクに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要(当該カウンターパーティー信用リスクの削減手法に関するものを含む。)

「六〇十二 略」

「4〇7 略」

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第七条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第六条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する場合にあ

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項

「同上」

四 「同上」

五 派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク(以下「カウンターパーティー信用リスク」という。)に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要(当該カウンターパーティー信用リスクの削減手法に関するものを含む。)

「六〇十二 同上」

「4〇7 同上」

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第七条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第六条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する場合にあ

つては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「信用金庫連合会全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第二十条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第三十二条の特別目的会社等を有する場合にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同号ニ(4)中「第五項」とあるのは「次条第四項第二号において読み替えて準用する第五項」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に關与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第三十一条各号」とあるのは「第十九条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十二号」とあるのは「別紙様式第十三号」と読み替えるものとする。

〔4〕6 略

つては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「信用金庫連合会全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第二十条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第三十二条の特別目的会社等を有する場合にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に關与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第三十一条各号」とあるのは「第三十一条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十二号」とあるのは「別紙様式第十三号」と読み替えるものとする。

〔4〕6 同上

（単体自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

第八条 「略」

2 「略」

3 第六条第三項（第三号二(4)及び第十一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の」とあるのは「第八条第一項の」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十号」と、同項第三号中「第五号に規定するもの」とあるのは「カウンターパーティー信用リスク」と、「第六号のリスクに該当するもの」とあるのは「証券化取引に係るリスク」と、同号二(4)中「第五項」とあるのは「次条第四項において読み替えて準用する第五項」と、「別紙様式第四号第三十八面」とあるのは「別紙様式第七号第三十面」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）の貸借対照表」と読み替えるものとする。

〔4・5 略〕

（連結自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

第九条 「略」

2 「略」

3 第六条第三項（第三号二(4)及び第十一号に係る部分に限る。）及び第七條第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合に

（単体自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

第八条 「同上」

2 「同上」

3 第六条第三項（第十一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）の貸借対照表」と読み替えるものとする。

〔4・5 同上〕

（連結自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

第九条 「同上」

2 「同上」

3 第六条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第七條第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第六条

において、第六条第三項及び第七条第三項中「第一項」とあるのは「第九条第一項」と、第六条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第三号中「第五号に規定するもの」とあるのは「カウンターパーティ信用リスク」と、「第六号のリスクに該当するもの」とあるのは「証券化取引に係るリスク」と、同号二(4)中「第五項」とあるのは「第九条第四項において読み替えて準用する第五項」と、「別紙様式第四号第三十八面」とあるのは「別紙様式第七号第三十面」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）の連結貸借対照表」と、「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十二号」とあるのは「別紙様式第十三号」と、第七条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第六条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

〔4・5 略〕

第三項及び第七条第三項中「第一項」とあるのは「第九条第一項」と、第六条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）の連結貸借対照表」と、「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十二号」とあるのは「別紙様式第十三号」と、第七条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第六条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

〔4・5 同上〕